讃岐国における条里呼称法の整備過程

伊藤寿和

はじめに

条里制は古代日本で行われた土地制度である。 1町方格の阡陌地割と条里呼称法とから成り立っていた点は周知のところである。

条里制に基づく阡陌地割は, 律令国家体制の 崩壊の後も, 幾多の変容を蒙りながらも耕地と しての重要性を保持してきた。今日においても なお機能している点は特筆すべきである。古代 から今日に至るまでの, 人々の営為が刻みこま れた歴史的空間であるといえよう。

歴史地理学は早くから条里制の重要性に着目 し,多くの研究成果を蓄積してきた。すでに,米 倉・服部・渡辺・水野の各氏によって研究史も **編まれている。けれども、これまでの条里制研** 究の主流はあくまで地割論にあり, 呼称論に対 して正しい評価がなされてきたとは決していい 難い。阡陌地割の復原にともない、各地域ごと の条里呼称法の復原の記述は数多くなされてき た。足利の研究はその到達点を示すものである。 近江国を事例として、琵琶湖を中心として右廻 りに一周する条里呼称法の統一状況を解明した。 これら先学の蓄積にもかかわらず、条里呼称法 の具体的な整備過程を論じた研究は皆無である。 米倉・渡辺をはじめとして、整備時期の推定に とどまってきた。既往の研究においては、条里 呼称法が単に阡陌地割の上に付された地番であ るとの理解で満足してきた。すなわち,研究対 象に対する認識に甘さが存在し、条里呼称法が 班田制の中で果たした役割を, 意識的にではな いにせよ見過ごしてきた。したがって, 班田制 との関連で検討・究明するより広い視野に欠け ていたため、班田手続き・班田図・田籍などが 資料として利用されることはなかった。

昭和57年1月に開催された条里制研究会において、基調報告をなした服部は「阡陌制」と「条里地番法」という新しい用語を呈示して、呼称論の重要性を再確認した。この場合においても、「条里地番法」の成立時期を天平年間と考えたい旨を述べた段階でとどまり、条里呼称法研究の現状を如実に示すものであった。

本論文は,筆者が目下研究を進めている,条 里呼称法に関する研究の一部をなすものである。 条里呼称法をメルクマールとして,発生から崩壊までの全過程を追究する場合,時期的には奈 良期からほぼ太陸検地に至るまでの数百年間を 対象としなければならない。本稿においては, 史料の多く残る讃岐国を事例として,条里呼称 法の整備過程の問題にしぼり,時系列的に,具 体的かつ多面的に復原・検討する。

I 条里呼称法の整備過程

1 班田図作製・条里呼称法整備の諸前提

讃岐国は「延喜式」と「和名抄」に、大内・寒川・三木・山田・香川・阿野・鵜足・那珂・多度・三野・刈田の11郡を載せる。国府は国のほぼ中央部にあたる阿野郡、すなわち今日の坂田市府中町におかれた。主な平野としては、東より大川・高松・丸亀・三豊の各平野が瀬戸内に向ってひらけており、明瞭な阡陌地割の遺構が認められる。

まず、日本最古の田図として著名な天平7年 (735)の「弘福寺領讃岐国山田郡田図」の検 討から始める。すでに、この田図に関しては詳 細な復原・究明がなされており、高松市林町に 比定されている。したがって、ここでは以下の 行論に必要な事柄を田図から読みとっておきた い。田図から読みとりたい事実は、次の3点で

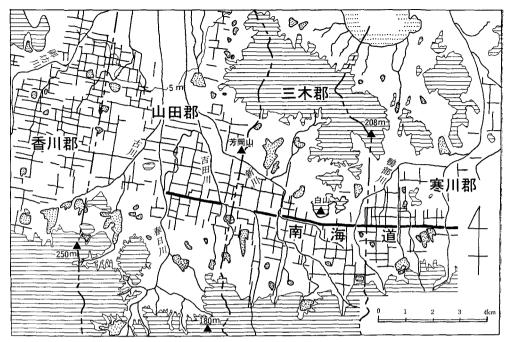


図1 高松平野東部の阡陌地割・直線古道・直線郡界

ある。第1に、田図が作製された天平7年に、山田郡ではすでに阡陌地割が施行されていた。第2に、この時点では未だ「津田」のように、固有名詞の小字的地名で耕地の呼称・表記をなしていた。第3に、山田郡と香川郡の郡界が阡陌地割にそって直線で画されていた。この中で、第2の点は条里呼称法の未整備という事実を明示している。第1と第3の点について、さらに理解を深めておきたい。

田図が阡陌地割の施行を示すのは、山田郡の最西端のみである。地割の施行という視点から検討するために、視野を広げて三木郡・山田郡を中心として、これに接する寒川郡の西部と香川郡の東部を図1で示した。主要地形と現地表面に残る阡陌地割とともに、第3の点を検討するために旧郡界も記入した。阡陌地割は図から明らかなように、高松平野にみられるN12°~13° Eの方位をとるものと、東の寒川郡にみられるほぼ正方位の地割の2系統に大別できる。前者の地割が東へ、後者の地割が西へと延長施行されたと考えられる。三木郡の東部で、両系統の阡陌地割が複雑に入り組んだ状況を呈して

いる。すなわち,標高 203 mの自山の南域では,南北線は $N10^\circ \sim 13^\circ$ E と西の高松平野からの延長であるのに対し,東西線は東の寒川郡よりの延長であり,全体として菱形変形をなしている。

すでに、日野・服部の指摘するように、図中 の平野中央南部を古代の南海道が東西に走って いる。前述の讃岐国府より東進し、白山の南麓 を経由して阿波国に至る, 最短の直線古道をな している。問題は南海道と阡陌地割の前後関係 である。 高松市の由良山の南域において、 阡陌 間を2,500分の1の図上で計測すれば、南海道 が通る2町の南北幅は他に比べとくに長い。し たがって、この数値の中には南海道の幅員が含 まれていると考えねばならない。1町を109 m とすれば、南海道の幅員として15~20mほどの 数値を得る。 これに対し、同国の刈田郡を事例 として、日野は南海道の幅員として10m前後を 想定している。この差をいかに考えるか、問題 は残る。けれども、阡陌地割とは明らかに別に 幅員をとって南海道は計画されており, 南海道 の設置が阡陌地割の施行に先行したと考えて大 過ない。

第3の点である田図から読みとれる直線郡界 にも注目したい。図中でも, 寒川郡と三木郡, 三木郡と山田郡,山田郡と香川郡の各郡界が, 平野部ではすべて直線で画されている。この事 実をいかに考えればよいであろうか。郡界が直 線で画され、かつ阡陌地割の上にのっている点 からすれば, これら一連の直線郡界は阡陌地割 の施行と同時か、または少し遅れて設定された と考えられる。直線郡界設定の具体的な手続き に際しては、とくに小高い山を基点としたよう である。寒川郡と三木郡の平野部の直線郡界を 延長すれば、北に標高208mの山が、また南に も 520 mの山とそれぞれ孤立的な小山が存在し、 われわれの視野に入ってくる。同様に、三木郡 と山田郡の直線郡界の北に 102 mの芳岡山と南 に 180 mの山が、さらに山田郡と香川郡の事例 においても南に 250 mの山が存在する。これら すべてを単に偶然として見過ごすことはできな い。まず、南海道が一定の幅員を有して直線で 設定された。次いで、これを基線として阡陌地 割が施行された。さらに、それと同時かまたは 少し遅れて, 視野に入る小高い山を基点として, これに最も近い阡陌地割を利用して, 直線郡界 を設定したものと想定してよいのではあるまい

直線郡界の設定は、旧勢力である国造・県主レベルの諸豪族の伝統的支配領域を崩し、令制郡という画一的な枠組みの中に再編成しようとする、律令国家の意向を表象しているかの如く170である。

さて、ここでこの時期の班田制の実施状況に言及しておかねばならない。6年1造の造籍年を基準にすれば、まず初年の11月上旬から戸籍が作られ始め、翌年の5月30日以前に終了する規定であった。引き続いて、10月1日より翌年の2月30日にかけて校田が実施された。そして、それらすべての終了をまって、3年目の10月1日から班給を開始し、翌年の2月30日までに終わることになっていた。

班田にともなう田籍の記載に関しては,養老田令口分田条に「給訖。 具録町段及四至。」と

のみ載せる。養老令の編纂された養老5年(721) から同6年の初頭までの時点では,条里呼称法 および班田図作製についての記載はない。すな わち,律令田図制は未だ確立されておらず,口 分田の班給が終わり次第に,町段の地積とその 四至を田籍に録すのみであった。条里呼称法も この段階では整備されておらず,口分田の所在・四至を記すために利用されることはなかった。 確実な田籍は現存せず,記載内容の具体例は判明しない。

ここで、唐の均田制下での戸籍の記載様式が 参考となる。大暦4年(769)の「沙州敦煌県 懸泉郷宜禾里手実」より一部を抜き出せば、以 下の通りである。

合應受田壹頃壹畝 肆拾参畝巳受 廿畝永業 廿二畝口分 一畝居住園 宅 五十八畝未受

- 一段拾畝永業 城東卌里三支渠 東自田 西賀貞 南路 北路
- 一段陸畝永業 城東卌里三支渠 東路 西 自田 南路 北自田
- 一段肆畝永業 城東卌里三支渠 東路 西 自田 南自田 北路
- 一段貳拾貳畝口分 城東卌里三支渠 東路 西路 南讀 北路

一段壹畝居住園宅

まず、地積・地種を記す。ついで、その土地の位置を、県城を中心とした方位・里程・溝渠で表記する。方位・里程のみならず、用水系の溝渠をも記載している点はとくに注目される。 さらに、四至の具体的表記をなしている。以上の状況は先天2年(713)においても同じである。少なくとも、これら一連の史料が明示する敦煌地方においては、基本的には上記の如き記載様式が一貫して用いられたと考えてよかろう。わが国の条里呼称法の遡型とは認め難いが、四至表記法の具体的な事例として参考となる。ただ、以上は唐においても辺境地域での事例であり、中央での状況が判明しない以上、速断は控えねばならない。

2 天平14年第1回班田図作製

ついで、上述の山田郡田図より7年後の天平

14年(742)の時点に移る。 岸により初めて全国統一規格で班田図が作製されたと推定されている。 讃岐国の班田図作製に関する史料は残っていない。 他国に傍証を求めねばならない。

まず, 班田図の全国整備の時期についての検 討から始める。班田図の存在が史料の上で初め て確認できるのは、天平1年(729)の伊賀国 においてである。班田図とは明記していないが、 同年が班年であることから, 班田図と考えてよ い。 次に, 同じく伊賀国の天平11年(739)の 図である。同年は班年ではなく、したがって本 図を班田図と考えるにはやや無理が生じてくる。 『続日本紀』の天平10年(738)8月26日条に 注目したい。「令下天下諸国ニ造国郡図-進上。」 とあり、国郡図の告准を諸国に命じている。伊 賀国の天平11年図が、この国郡図に相当するも のとここでは考えておきたい。国郡図は耕地把 握のための田図とは異質なもので、国家統治の 図とみる考えも存在する。けれども、天平1年 の班田図とともに校田に際して検すべき図であ った点を重視すれば、単に国郡の境界や山川の 如き地勢のみが描かれていたとは考え難い。記 載内容は,班田図をやや粗略にした程度のもの であったと想定する。天平10年の時点で国郡図 を造進させた理由は判明しない。

以上の2図につぐものが、天平14年 $_{28)}$ (742) の班田図である。史料の上では、大和国・尾張 国・上野国で存在が確認できる。全国的に永久 保存すべき四証図の筆頭とされた状況からみて、 讃岐国においても天平14年に最初の班田図が作 製されたと考えて大渦あるまい。第1回目の班 田図作製に際してまず問題となるのは、班田図 の体裁すなわちどの範囲ごとに図を作るかであ る。班田にともなう耕地の状況を詳しく描くこ とが主目的であるから、国または郡レベルの図 では無理であろう。可能性としては郷レベルの 図が考えられる。同じ讃岐国多度郡での郷域の 復原によれば、1郷の広さは条里の里にして概 ね7~8カ里, すなわち約250町と想定されて いる。この郷レベルの図が最も適したものと考 えられよう。12世紀の史料を使っての郷域復原

表1 上野国の班田図・校田図・戸籍

班田	図	校 田	図	戸	籍
天平14年 (742)	86巻	弘仁10年 (819)	86巻	庚午年 (670)	90巻
勝宝7年 (755)	86巻	天長10年 (833)	86巻	天暦 5 年 (951)	92巻
宝亀4年 (773)	86巻	承和1年 (834)	86巻	応和1年 (961)	92巻
延暦 5 年 (786)	86巻	承和8年 (841)	虫損	康保 4 年 (967)	92巻
弘仁2年 (811)	80巻	仁寿 2 年 (852)	86巻	天延1年 (973)	92巻
天長 5 年 (828)	87巻	貞観2年 (860)	86巻	天元3年 (978)	92巻
嘉祥 4 年 (851)	86巻	昌泰 3 年 (900)	虫損		
斉衡 2 年 (855)	虫損	延長3年 (925)	86巻		
斉衡3年 (856)	2 巻				
貞観7年 (865)	86巻				
仁和1年 (885)	86巻		The second control of the second		

である点は考慮しなければならない。さらに, 天平期にすでに郷が一定の領域を有していたか どうかが問題となる。

けれども、結果的には後に1条と呼ばれる6 町幅の矩形で作製するように、中央で田図を管理した太政官および民部省の決定により、各国の班田図の体裁は統一されていたと考えられる。著名な「上野国交替実録帳」には、焼失したために当時すでに無実ではあったが、記録の上でかつての存在が明らかであった班田図の年号と巻数を記載する。天平14年の第1回班田図作製の後は、順調になされたことがうかがえる。上野国においては、奈良・平安期を通じて86巻を基本数として校田図・班田図が作製された。この点に条里呼称法の整備以前と以後における、班田図の体裁の問題を解く鍵が存在する。

史料より, 摂津国の条里呼称法整備の時期は 天平勝宝8年(756)から神護景雲1年(767) の間に、後述するように讃岐国では、天平勝宝9年(757)から天平宝字7年(763)の間に想定できる。これより推考すれば、天平14年の第1回班田図作製の時点において、遠国に位置づけされていた上野国で、すでに条里呼称法が整備されていたとはとうてい考えがたい。それにつぐ、天平勝宝1年(749)・同7年(755)の班田に際しても状況は同じであったと考える。にもかかわらず、上野国では条里呼称法の整備以前も以後も、一貫して86巻を基本数として班田図を作製していたと考えられるのである。

岸が明らかにした班田図が一条ごとに1巻を 成していた事実は、まず条里呼称法の整備が先 に実施され、それに基づいて1条すなわち6町 幅で班田図が作製されたと想定できよう。けれ ども, 上野国では条里呼称法整備の以前からす でに班田図が作製され、巻数は整備後の1条1 巻での巻数と等しいのである。この間の状況は、 讃岐国においてもほぼ同じであったと考えてよ い。次のような想定が導かれてこよう。条里呼 称法の整備後に、1条1巻の様式で班田図が作 製されていたのは、岸の研究により明らかであ る。巻数が同じである点を勘案すれば、条里呼 称法の整備以前からすでに, 6 町幅の様式で班 田図が作製されていたと考えられる。仮に、条 里呼称法整備の以前と以後とで班田図の幅・体 裁を変えれば、当然巻数が変化したはずである。 したがって、天平14年の第1回班田図作製に際 し、全国統一規格で6町幅に決定されていたと 想定しなければならない。

すでにこの時点で、条里呼称法が整備されていたと考えられる大和国では、きわめてスムースに班田図が作製されたであろう。他方、讃岐国をはじめとして未だ条里呼称法が整備されていない諸国においても、同じ6町幅の統一規格の下で実施させた事実をいかに考えるべきか。大和国を代表とする畿内諸国と同じ規範の中に組み込み、画一化しようと意図する律令国家の強い姿勢を読みとるべきであろう。

班田図の体裁に関しては,讃岐国の国司に決 定権はなかったものと判断される。すなわち, 国司は中央での決定にしたがって、6町幅の班 田図を作製することになる。まず、何を基線と して描き始めるかが問題とされたと考えられる。 条里呼称法は未だ整備されておらず、1条・2 条と条ごとに班田図を作図するわけにもゆかな かった。ここで、再度図1をみれば、阡陌地割 は最大で10°前後北から振れてはいるが、大略 北を指している。作図する場合には、東西南北 から始めてそれぞれ6町ごとに作製する可能性 が考えられる。けれども、6町幅という矩形か らすれば、北および南は海岸線と山麓線となっ て入り組んでおり,直線的な基線となすには, もとよりむいていない。讃岐国の大半の郡界が 直線で画されていた事実を想起すれば、各郡ご とに東または西の直線郡界を基線として作図し たであろうと想定される。条里呼称法整備後の 状況をも勘案して結論を先に述べれば、讃岐国 では都に近い各郡の東の直線郡界を基線として, 6 町幅で描き出す方法によって班田図を作製す るように、国司が統一・決定したと考えられる。 三木郡・山田郡・香川郡は典型例といってよい。 班田図は1巻・2巻と数えていた点から、い わゆる「巻物」形式であったと考えられる。讃 岐国では、都に近い東の直線郡界を班田図の天 とし、西を地とした。さらに、南の山麓部を巻 首として描き始め、北の海岸部に至って終わる ものであったと想定される。班田図の構成上で とくに注意を払っておきたいのは、阡陌地割は 単に連続する1町方格であるのに対し、作図の 過程で後に「里」と呼称される6町方格の各々 を離して描いた点である。。図2においては, 「大和国添下郡京北班田図」を基礎資料として, 班田図の体裁を復原した。「山城国葛野郡 班水 陸田図」を復原し、みごとに図示した宮本の研 究によれば、この6町方格の「里」の間に、そ れぞれの地種・地積などを計算した集計がさら に存在したことを解明した。そして, その各々 が1枚ごとに記載され、里の次にその集計が順 次貼り合わされていたのである。前述の「上野 国交替実録帳」に記す班田図・校田図の記載の

中で、「破損 天長五年参巻巻無口一里」や

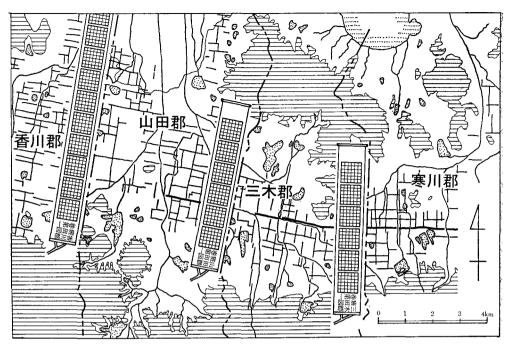


図2 天平14年(742)の班田図整備状況

「承和肆年参巻一巻无奥里」「昌泰参年貳拾玖 枚」などの注記は、宮本の指摘を傍証するもの と考えてよい。分離して作図することにより、 他の班田図との接合・勘検に際し、接続する 「里」を違うこともおきたことであろう。さら に、図中に示しておいたように、南海道を基線 として「里」の線が違わないようにそろえてい た事実にも注目したい。

三木郡の白山の南域では、阡陌地割は菱形変形となっている。このような変形地割と班田図との関連も問題となる。たとえ実際の阡陌地割が方形でなくとも、また非連続であっても、班田図の上で1町方格であるように、また連続しているようにテクニカルに図上修正すれば解決できたであろう。このことは、阡陌地割が施行されなかった不整形耕地をも、班田図の方格の中に載せていた可能性を示唆する。秋山のいう「擬制条里」はこの場合に当たろう。ただし、地積に関しては、天平神護2年(766)の「越前国司解」を初見として、いわゆる「ひと坪」が1町以上の例が存在する。奈良・平安期を通じてみられ、公認されていた点は注目され

る。

以上のような体裁で作製された班田図は、各 各を区別するためにどのように呼称したもので あろうか。班田図が巻を成したことは明らかで あるから、「巻一」・「巻二」と数え表記した と考えるのが順当であろう。この点で、「山城 国葛野郡班田図」に関する東寺文書に注目した い。「山城国葛野郡班水陸田図巻第一」と記し、 その端裏書には「葛野郡天長五年一条」とある。 「巻第一」が「一条」と同意であることは明ら かである。この班田図が作製された平安初期に は、すでに条里呼称法は整備されていたが、巻 首の記載は古い形式をとどめていたと考える。 「葛野郡班田図」とせずに「班水陸田図」とと くに記すのは, 班給すべき水田の不足により, 陸田をも班給した山城国の特異性による。阿波 国の班田図も同じ形式の表記であったろう。ま た,「大和国添下郡京北班田図」では「大和国 添下郡京北三条班田図巻第里六南頭」と記す。 条里呼称法整備以前の「班田図巻第三」から, 整備後の「三条班田図」への移行型としての 「三条班田図巻第三」のなごりとも考えられよ

う。したがって、条里呼称法整備以前のこの時期には、班田図は一般に「某国某郡班田図巻第一」・「巻第二」と呼称・表記していたものと考えられる。

班田図は何に描かれていたのか。詳細は不明であるが、恐らくは紙であったと思われる。宝亀11年(780)の「西大寺資財流記帳」に載せる田園山野図73巻には、紙・白紙・布・白布・白絁の5種を注記しており、参考となる。

班田図の描写の様式に関しては, 主に文図・ 白図・絵図の3種類が考えられる。文図は文字 どおりに理解すれば、田券の類のように文字の みで田畠の地種・田品・耕作者の名などを記載 したものと考えられよう。前出の「西大寺資財 流記帳」には、「一巻 美作国解文墾田地文図」 「一巻 武蔵国墾田文図」とあり、文図の初見 である。文図とは称しながら、田園山野図の73 巻とは明らかに区別され、勅書官符61巻の中の 雑書39巻に含められている。当時においても、 一般的な図とは異なるものと理解されていたと 考えねばならない。今日的な図の概念の範囲外 のものであったと捉えておきたい。白図は、色 彩のない平面的描写の図と考えられる。今日の 白地図とほぼ同じものと思われる。絵図は、平 安期に入ってから用語として現れる。色彩をほ どこした鳥瞰図に近いものと考える。元慶3年 (879) の山城国の班田図を絵図と称した例も ある。また,仁和3年 (887) の「広隆寺資財交 替実録帳」では、雑公文の中で画図一巻と文図 一巻とを区別している。画図はここでいう絵図 に当たろう。天平14年(742)の讃岐国の第1 回班田図が、どの様式で描かれていたかはもと より判明しないが、平面描写の白図に近いもの であったのではあるまいか。

班田図の具体的な記載内容は、現存する班田 図の写しによれば、口分田・乗田をはじめとして、墾田・寺田・神田・庄田とともに、山・川・野・池などの自然地形や、家地・寺地・道までもきわめて詳しく描かれていたと考えられる。

讃岐国では、この段階で条里呼称法は未だ整備されておらず、班田図と田籍はともに固有名

詞の小字的地名で、耕地を表記・把握していたことは明らかである。単に田籍に四至を録すのみでは、正確な土地把握は望みえない。したがって、天平14年の第1回班田図作製によって、讃岐国においても、よりスムースに班田が実施されるようにになったであろうことは想像に難くない。律令田図制の確立は、班田制の上で1つのエポックをなしたと考えられる。

ついで, さらに14年を経た天平勝宝9年(757) の法隆寺文書に注目したい。

② (前欠)

上原田八段未開 中原田八段未開

次原田九段二百十歩未開

上泉田七段百廿歩 八歳開 直五升 丈部色 六段□冊歩未開 直五升 丈部色 己夫

次泉田二段八十歩□開

墓廻田九段二百冊歩□段沽 小段二百冊□□開 直二 斗 升 丈部色己夫

□墓廻田五段□百□□歩未開

下庄内□四段□百歩 直七斗 硪□□□ 以上鵜足

法隆寺が讃岐国鵜足郡に有していた2処の庄内の田地を賃租に出し、田の小字的地名・地積・賃租直米・賃租者名を記したものである。本史料が作成されるまでに、先の天平14年(742)を含めて、天平勝宝1年(749)・同7年(755)と3回の班田が実施されていた。けれども、未だ条里呼称法が整備されている形跡はなく、「上原田」の如き固有名詞の小字的地名で土地表記をなしている。

本史料をもって, 讃岐国において条里呼称法が未整備であった証左となすには, 次の前提が必要である。すなわち, 条里呼称法の整備後は, いかなる場合でも必ず, 条里呼称法を用いて土地表記をなすということである。この前提が成り立たないのであれば, 先の想定は導きえないことになる。この点に留意して, 奈良後期の土

地関係史料を再検討すれば,条里呼称法整備後においても,条里呼称で表記をせずに土地の所在する郡や郷の名で表記するもの,単に四至で表記する例も存在する。けれども,それらが荘園などのように,広い土地の所在を表記する場合であることはみのがせない。本史料のように,1町未満のまさに「ひと坪」の土地表記をなすに際して,固有名詞の小字的地名で表記している点からすれば,讃岐国では未だ条里呼称法は整備されていなかったと想定する。その証左となして大過ないと考える。

3 条里呼称法整備と整備主体

天平宝字7年(763)の東寺文書は,讃岐国における条里呼称法の整備を初めて証明する注目すべき史料である。

⑥山田郡

川原寺田内校出田一町四段三百五十歩
八条九里卅一池田一段百六十歩
十里四池辺田百卌歩
九池口田四段九十歩
十二里卅下原田五十歩
卅一垣本田一段百七十歩
卅三圃依田卌歩
卅三里十五藪田七十歩
十三里十五藪田七十歩
十三里十五藪田七十歩
七里廿五原田二段百七十歩
七里廿五原田二段百七十歩
七里廿五原田二段百七十歩

史料の作成目的および作成の過程は,文中の 「川原寺田内校出田」と郡司の署名からうかが 48) えるのみであった。次の史料が関連するので併 せて検討する。

⑥山田郡司牒 川原□□

天平[

合寺田内校出田一町四	
牒去天平宝字五年巡察	
出之田混合如件,	
伯姓今依国今月廿二日符□停止□□,	為寺田
畢, 仍注事牒, ;至准状,□牒	

__外少初位□秦

大領外正八位上綾公人足 少領従八位上凡□ 主政従八位下佐伯

大和国の川原寺(弘福寺)が山田郡に領していた20町余の内に,天平宝字5年(761)の 班田の準備をしていた巡察使が,新たに1町4段350歩の田地を校出した。ところが, 誤って口分田に混合して百姓に班給した。それで,国符によって改めて寺田となした旨に,大領以下の郡司が署名したものが⑥史料である。1町4段350歩の校出田の所在を, 条里呼称と固有名詞の小字的地名の並記によって表記したものが⑥史料である。両史料の作成にあったと考えられる,主政の秦公大成の名も一致している。

⑤・ⓒ両史料の性格からすれば、天平宝字7年(763)の時点で、讃岐国における条里 呼称法の整備を確認できる。大領以下の郡司が文書を作成・署名している点から、すでに彼らが条里呼称法に関する知識・情報を得ていたことが判明する。また、山田郡では条は少なくとも9条まで、里で13里まで存在したことも明らかとなった。

天平勝宝9年の②史料と,6年後の⑤・⑥史料を比較検討すれば,⑥・⑥史料と同じく③史料も,鵜足郡司もしくはそれと等しい知識レベル層によって作成され,法隆寺に提出されたものと考えるのが妥当であろう。同じ知識層で一方が条里呼称法で,他方が固有名詞の小字的地名で土地表記をなしたとは考えがたい。したがって,④史料の作成された天平勝宝9年には,讃岐国では条里呼称法は未だ整備されていなかったと判断される。以上のように考えてよければ,讃岐国では,天平勝宝9年(757)1月21日から天平宝字7年(763)10月29日までの7年間に,条里呼称法が整備されたと想定できる。

条里呼称法と班田制との密接な関係を勘案すれば、この間に実施された天平宝字5年から翌年にかけての班田に際して、整備された可能性が高い。田図・田籍への表記が、原則として太政官の許可を得た後に、校班田に際してなされ

表2 讃 岐 国 の 国 司

年	月	Ħ	西曆	守	介	掾	目
天	र्यट	14 15 16 17 18 19 20	742 43 44 45 46 47 48	小治田広于 任 紀 宇美 任			
1	感 宝	1	49				
天平	勝宝	1 1 2 4 5 6 7 8	49 750 51 52 53 54 55 56	安宿王泉			
	宝字	1 2 3 4 5 6 7 8	57 58 59 760 61 62 63 64	奈 賀 王 任 大伴 犬養 見 百済 敬福 任	池原 禾守 任		大津上万呂見
天平	神護	$\frac{1}{2}$	65 66				
神護	景雲	1 2 3	67 68 69	多治比土作見	村主五十公 任石川清麻呂 任		A
宝	亀	1	770		藤原 長道 任		a de la companya de l

(任は任命, 見は史料に見えるもの)

た事実もその傍証となろう。天平宝字5年整備 説をさらに補強するために、この時期の国司に 注目して論の展開を試みよう。

天平勝宝・宝字年間を中心とした讃岐国の国司を表2に示した。問題となる天平宝字5年の班田に際しての讃岐守は,奈賀王もしくは後任の大伴犬養とみてよい。奈賀王は天平宝字1年に守に任じられた。一方,大伴犬養は同6年に讃岐守として卒したことが判明するものの,国の平均任期が3年弱であった点から考えれば,天平宝字5年および翌年の讃岐守は大伴犬みの平均任期が3年弱であった点から考えれだとみが、彼の主導の下に班田が実施されたとみ前であり,彼の主導の下に班田が実施されたとの前でよいだろう。同様にして,介は池原禾守の前でまいだろう。同様にして,介は池原禾守の正式は大津上万呂であったと判断できる。さいだろう。同様にして,介は池原禾守の前では大津上万呂であったと判断できる。大いだろう。同様にして,介は池原禾守の正常であり、後1・目1である。天平宝字1年に目1人を増員している。したがって,同5年の班年

表 3 大伴犬養の経歴

年月日	西曆	官	職	位	階
年 欠		播磨	小掾	従七	位上
天平10年	738	式 部	大 丞		
11 12	39 740	净料炒	在 大使	外従王	法法下
13	41	人 直付別付	#人民	7 FWG. Z	r.l.v. 1.
14	42				
15 16	43		}		
17	44 45				
18	46		小輔	従 五	位 下
19 20	47 48	小系	内 言		
勝宝1年	49	Ш	肾 守	従 五	位上
	750	山 播	肾 守 唇 守		
3	51 52				
2 3 4 5	53	美	農 守		
6	54			l	
7 8	55 56				
宝字1年	57			正五	位 下
2	58		上府督	/ 公子 pm	A- T
2 3 4 5 6	59 760	左甲并	→右中弁	従四	灰上
5	61				
6	62	讃岐	守 卒ス		

に際しては、大伴犬養を守として、介1・掾 1・目に大津上万呂ともう1人の計5人のスタッフであったと考えられる。

ここで着目したいのが、讃岐守であった大伴 犬養の経歴である。彼の経歴を略年表として表 53) 3に示した。播磨少掾を振り出しとして、上級 の貴族・地方官として能力を発揮したことが読 みとれる。とくに、天平勝宝1年(749) に任 じられた山背守に注意を払いたい。同年8月10 日に任命され、翌年3月12日に播磨守として転 出するまでのわずか7ヵ月間の山背守ではあっ たが、その意味するところはきわめて大きい。 大伴犬養が山背守に任じられた天平勝宝1年は 班年にあたる。年末の10月1日から班田の手続 きを開始し、翌年の2月30日以前に完了すべき 令の規定からすれば、彼は山背国の班田実施を 責務として守に任じられ、その終了をまって播 磨守に転出したものと考えられる。7ヵ月の任 期の間に、彼は山背守として初めて班田にとも なう諸務を主導し、この方面の知識を得たもの と思われる。それらの中に、条里呼称法に関す る知識・情報が含まれていたと想定する。 山背 国ではすでに、天平15年(743)の史料で条里 呼称法の整備を確認できる。これに続く天平勝 宝1年の班田施行の後、田籍および班田図の作 製に際して, 条里呼称法が用いられたことはま ちがいのないところである。したがって山背守 であった大伴犬養が, すでに整備されていた山 背国の条里呼称法に関する知識・情報を得たこ とは、ほぼ確実と考えてよい。

大伴犬養が右中弁から讃岐守に任じられた理由も、単に左遷されたためと捉えることはできない。地方官としての才能を高く評価され、任国での業績を期待されたためと考えられる。彼がこの期待にこたえ、かつての任地であった山背国での経験・知識に基づき、田籍・班田図の作製に際して、作製の第1の目的である口分田を主とする土地の正確かつスピーディーな把握のために、表記の方法として条里呼称法を採用・整備したことは想像に難くない。恐らくそれはまた、各国より提出される田籍・田図を中

央で管理し、その記載様式を統一したいと強く 意図する太政官・民部省の意向でもあったと考 えるべきであろう。

さらに, 讃岐国の条里呼称法の整備に大きな 影響を与えたと考えられる,もう一人の人物に 注目したい。前年の天平宝字4年(760) 正月 21日に、南海道巡察使に任命された馬史夷麻呂 である。この年は校年に当たっており、任命の 文中にも「観一=察民俗一。便即校レ田。」と記す。 巡察使が校田を命じられている点はとくに注目 される。下って、同年11月6日の条には「其七 道巡察使所=勘出-田者。宜下仰=所司-随=地多 少-量加中全輸上。」と記す。七道の巡察使が翌年 の班田に先立って、校田に携わったことは明ら かである。北陸道巡察使に任命された石上奥継 は越前国で校田をなした。東海道巡察使の藤原 楓麻呂は伊賀国で校田をなした。そして、南海 道巡察使の馬史夷麻呂は, ②史料の中に「牒去 天平宝字五年巡察——— 一出之田混合如件| と見える巡察使にあたる。

馬史夷麻呂は,讃岐国に先立ち阿波国でも校田をなしたと考えられる。すでに阿波国では,天平宝字2年(758)の史料で条里呼称法の整備を確認できる。同4年の校田に際しても,彼は条里呼称法を用いて阿波国の土地表記をなしたと考えてよかろう。ついで校田を行った讃岐国では,未だ条里呼称法が整備されておらずに,旧来の固有名詞の小字的地名では手続きが煩雑をきわめたために,讃岐守であった大伴犬養に,条里呼称法による土地表記を採用・整備するよう強力に提言したものと想像される。

以上のように、条里呼称法の知識・情報を有する2人の人物の連関がまさに正鵠を得ているものであれば、讃岐国における条里呼称法の整備を、天平宝字5年から6年の校班田に際してと想定する有力な証左となしえよう。

整備後の讃岐国の条里呼称法を,寒川郡・三木郡・山田郡・香川郡を事例として具体的に復原してゆく。讃岐国では,天平14年(742)の第1回班田図作製に際し,各郡の東の直線郡界を基線として6町幅の矩形の班田図を作製して,南

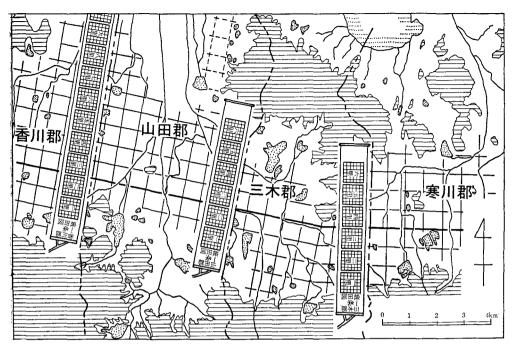


図3 天平宝字5年(761)~6年の条里呼称法整備状況 (注: 班田図の里数は簡略化して図示している)

の山麓部を巻首としたであろう点は想定してお いた。さらに, 条里呼称法の整備後においては, 各郡の班田図ごとに「山田郡一条班田図」の如き 呼称・表記を新たに付したであろう。そして巻 首となっている南の山麓部から6町四方ごとに、 「一里」・「二里」の呼称を付して北の海岸部に 向って数え進み, 班田図の天である東に向って 筆を最初におろす,右上すなわち東南の隅から 始め、西行して折返す千鳥式の「坊」並が採用 された。天平14年の第1回班田図作製の段階で, すでに条里呼称法整備の条件はほぼ整っていた と考えられる。寒川郡で16条,三木郡で8条, 山田郡で9条を数えたことは図3で明らかであ る。「条」一「里」一「坊」の呼称自体は、太 政官・民部省の指導によりながらも、最終的に は讃岐国の国司が決定・採用したものと考えら れる。条里呼称法の整備により, 田籍・田図は 本来の役割である,土地の正確な把握ができる ようになったと想定できる。

讃岐国における条里呼称法の整備過程は,以 上の行論ではほぼ明らかにしえたことと思う。 律令税制を根幹で支える班田施行に際して,口 分田を主とした土地を正確かつスピーディーに 把握・表記するために,太政官・民部省及び地 方任国の行政官である国司によって,班田制完 成の最終段階に整備されたのが条里呼称法であ った。その整備はまた,讃岐国における「条里 制」の完成でもあった。

おわりに

奈良期の史料で、条里呼称法の整備を確認できる国はわずか10カ国にすぎない。本論で詳述する紙幅をもたなかったが、国によって条里呼称法整備の時期がかなり異なることを確認しうる。讃岐国は、条里呼称法の具体的な整備過程を復原・究明できる唯一の事例である。天平7年(735)の「山田郡田図」の検討から始め、天平宝字7年(763)の条里呼称法整備後の状況に至るまで、時系列的な復原・叙述を試みた。

讃岐国においては、天平宝字5年(761)の 校田から同6年の班田施行に際して、讃岐守で あった大伴犬養の主導の下に、南海道巡察使の 馬史夷麻呂の影響を受け、条里呼称法が整備されたと考えた。律令国家税制を支える班田施行を,正確かつスピーディーに行うために整備されたのであり,班田制の完成を意味した。

条里呼称法それ自体を単独で評価することは正しくない。直線古道の設定,阡陌地割の施行,直線郡界の設定を前提として,天平14年(742)に最初の班田図が作製された。そしてさらに,条里呼称法に関する知識・情報を有した大伴犬養を讃岐守に迎え,南海道巡察使の馬史夷麻呂の助言を得て,初めて条里呼称法が整備されたと考えうる。これらの諸条件を含めて総合的に評価すべきである。

(奈良県立山辺高校)

[付記]本論文は、昭和56年3月筑波大学に提出した修士論文の第Ⅲ章に若干の加筆・修正を行ったものである。論文作成に際して、終始御指導いただきました黒崎千晴先生ならびに院生の方々に厚く御礼申し上げます。

昭和55年度春, 筑波大学を御退官されました菊地 利夫先生ならびに千葉徳爾先生に本論文を献呈いた します。

(注)

- 1) 米倉二郎「条里制研究の回顧と展望」人文地理, 6-5,1954,61~71頁
- 2) 服部昌之「条里制研究の課題と展望」人文地理, 25-2, 1973, 45~80頁
- 3) 渡辺久雄『条里制の研究』創元社、1968
- 4) 水野時二『条里制の歴史地理学的研究』大明堂, 1971
- 5) 足利健亮「近江の条里」(藤岡謙二郎 編『びわ 湖周遊』ナカニシヤ出版, 1980) 73~84頁
- 6) 米倉二郎『東亜の集落』古今書院,1960,175頁
- 7) 渡辺久雄 前掲3) 241~267頁他
- 8)服部昌之「条里制研究の現状と問題点」(奈良国立文化財研究所編『条里制の諸問題I一条里制研究会記録1一』1982)10~26頁。岩本次郎「条里制研究会の課題」日本歴史,414号,1982,90~99頁
- 9) 藤岡謙二郎『国府』吉川弘文館, 1969
- 10) 高重進「讃岐の条里」広島大学文学部紀要,25

- -1, 1965, 1~21百
- 11) 西岡虎之助編『日本荘園絵図集成』上,東京堂 出版,1976,3頁
- 12) 水野秋彦「讃岐国山田郡古田図考」歴史地理, 2-6,1900,7~20頁。米倉二郎「庄園図の歴 史地理学的研究」広島大学文学部紀要,12,1957, 362~387頁。高重進『古代・中世の耕地と村落』 大明堂,1975,129~138頁
- 13) 金田章裕「条里プランと小字地名」人文地理, 34-3,1982,1~22頁。この方面に関する最新 の研究であり,本稿とも関連して参考とすべき点 が多い。
- 14) 日野尚志「南海道の駅路」(歴史地理学会編『歴 史地理学紀要20』古今書院,1978)154~160頁
- 15) 服部昌之「讃岐国」(藤岡謙二郎編『古代日本の交通路Ⅲ』大明堂,1978)159~164頁。同じく「8世紀中期における日本の地方行政区画」(谷岡・浮田編『歴史地理学プロシーディングス』古今書院,1982)22~31頁
- 16) 日野尚志「讃岐国刈田郡における官道(南海道) と条里・郷との関連について」東北地理,28-3, 1976,159頁
- 17) 服部昌之「郡の成立過程」人文地理,10-1,1958,7~13頁。同じく「古代の直線国境について」(歴史地理学会編『歴史地理学紀要17』古今書院,1975)5~29頁
- 18) 虎尾俊哉『班田収授法の研究』吉川弘文館, 1961, および『令義解』『令集解』
- 19) 野村忠夫「養老律令の成立をめぐる問題」古代学,13-2
- 20) 池田温「中国古代籍帳集録」北海道大学文学部 紀要, 19—4, 1971, 147~167頁
- 21) 仁井田陞『唐令拾遺』田令第二十二,1933,609 ~611頁。那波利貞「唐鈔本唐令の一遺文」史林, 21-4,102~113頁。山本達郎「敦煌地方におけ る均田制末期の田土の四至記載に関する考案(1)」 (『東方学論集』 1972)1~21頁。堀敏一『均田制 の研究』岩波書店,1975
- 22) 岸俊男「班田図と条里制」(『魚澄先生古稀記念 国史学論叢』1959) 154~171頁
- 23) 『大日本古文書』 5 巻, 628 652頁
- 24) 前掲23) 652頁
- 25) 『続日本紀』巻十三
- 26) 弥永貞三「班田手続と校班田図」上智史学,24

号, 1979, 7頁

- 27) 『日本後記』延暦十五年八月乙卯条に「是日勅。 諸国地図、事亦疎略、加以、年序已久、文字闕逸、 宜レ令レ作レ之。夫郡国郷邑、駅道遠近、名山大川、 形体広狭、具録無レ漏焉。」と記す。文中の諸国地 図がこの天平10年の国郡図であるのかどうか、詳 細は不明である。
- 28) 京北三条班田図の六坂本里に「坂本図様ハ天平 十五年九月九日勘注図ヲ移也」と注す。前年の班 田図と考えてよい。
- 29) 『平安遺文』 1 巻, 46 51号
- 30) 前掲29) 9巻, 4609号
- 31) 『類聚三代格』巻十五, 校班田条
- 32) 高重進「讃岐国多度郡における里の成立」広島 大学文学部紀要,22-2,277~296頁
- 33) 前掲30)
- 34) 『日本荘園絵図集成』上,7頁。『類聚三代格』 巻十五,寺田事
- 35) 大和国では、拡大藤原京を基準とする条里呼称 法の存在が想定される。詳細は他日を期したい。
- 36) 『日本荘園絵図集成』上,45~47頁
- 37) 前掲36) 34~44頁
- 38) 宮本教「山城国蔦野郡班田図再説」(竹 内 理三編『荘園絵図研究』東京堂出版,1982)55~97頁。78頁の復原図はとくに注目される。
- 39) 秋山日出雄「京北条里」(『平城村史』 1971) 412~432頁
- 40) 『大日本古文書』 5 巻, 554頁
- 41) 『荘園志料』上,84頁。『古事類苑』政治部三十,241頁および宮本論文参照。
- 42) 『寧楽遺文』中巻, 395頁
- 43) 奥野中彦「開田図から四至図への展開」(『荘園図の基礎的研究』1973) 96~97 頁。 佐藤 甚次郎「日本における地図の呼称と変遷」新地理,26—4,1979,15頁
- 44) 『平安遺文』 2 巻, 421号
- 45) 『平安遺文』 1 巻, 175号
- 46) 岸俊男「奈良時代の賃租に関する一史料」ヒス リア,12,1955,37頁
- 47) 『大日本古文書』 5 巻, 459頁
- 48) 『図録東寺百合文書』19頁, 35~36頁
- 49)19頁の写真版を判読する限りでは、少領は凡園 と読めそうである。また、(主政)の秦はむしろ 外少初位下藤と読みたい。

- 50) 奥野中彦「八・九世紀荘園と田図制度」(竹内 理三編『荘園絵図研究』東京堂出版, 1982) 165 ~206頁
- 51) 中平亘洋「古代国司表」 続日本紀研究, 132・ 133合併号, 1966, 56~57頁より作成。
- 52) 『続日本紀』巻二十, 天平宝字1年5月乙夘条
- 53) 『日本古代人名辞典』第2巻より作成。
- 54) 『令義解』巻三, 田令班田条
- 55) 『大日本古文書』 2 巻, 335頁
- 56) 『続日本紀』巻二十二
- 57) 『大日本古文書』 5 巻, 554頁
- 58) 『大日本古文書』 5 巻, 652 頁。 巡察使の名を 石川豊麻呂と記す。
- 59) 『日本荘園絵図集成』上,11頁
- 60) 奈良期の史料で確認できるのは大和国と越前国 のみであり、ともに「坊」である。奈良期の「坊」 から平安期の「坪」への全面改訂についても、他 日に詳論する予定である。

(前略)

龍紀三年辛亥十月日僧入雲京租 一百碩烏乎比所里公書俊休二人

常買其分石保坪大業渚畓四結

土南池宅土西川_{奥畓十結}畦田南池宅土 東令行土北同

「四標」表記法及び「丁田制」に関しては、次の 論文が参考となる。旗田巍「新羅・高麗の田券」 (『朝鮮中世社会史の研究』岩波書店,1972)175 ~207頁。井上秀雄「新羅統一王朝」(『日本古代史 講座』6,学生社,1982)115~118頁

The Completion Process of the $J\bar{o}ri$ Nomenclature in the Province of Sanuki

Toshikazu Ito

The aims of this report are to examine the processes by which the $j\bar{o}ri$ nomenclature system was realised in the eighth century in the Province of Sanuki, and also to identify the influential persons responsible for these processes.

The author's findings are given as follows:

- 1. By 735, the ancient, straight trunk roads (Nankaidō), the grid pattern land division system and the straight-lined demarcation of counties had already been set up.
- 2. The handenzu (cadastral map of the distribution of farmland according to the jōri system) was made for the first time in 742, but the smaller land units on this map were still described by the old hoaza names.
- 3. During the land allotment process from 761 to 762, \bar{O} tomo-no-Inukai, the then governor of this province, who had knowledge of the $j\bar{o}ri$ nomenclature system, contributed greatly to the realisation of this system here with the help of advice from Uma-no-Hinamaro, the roving inspector in Nankaidō.